

## 【別紙②】 年末調整の依頼区分について

### 1. 依頼区分による会社様と当社の役割表

作業 内容 区分	1	2	3	4	5
	④等への必須事項記入	控除証明書等から申告書への転記	控除証明書等と申告書との照合	記入済書類から年調ソフトへの入力	源泉徴収票チェック
A	役員・従業員様	役員・従業員様	役員・従業員様 会社担当者様	当 社	当 社
B	役員・従業員様	役員・従業員様	当 社	当 社	当 社
C	役員・従業員様	当 社	当 社	当 社	当 社
D	役員・従業員様	役員・従業員様	役員・従業員様 会社担当者様	会社担当者様	当 社

### 2. 依頼区分別作業内容

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>年調ソフトへのデータ入力（4）以降の作業を行います</li> <li>証明書等の転記や照合は行いません。申告書の記載どおりに処理いたしますので記載漏れなどないように作成してください</li> <li>作業終了後に証明書の追加や修正がある場合は、別途 1 件につき 1 人当たりの料金が発生します</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書等と申告書との照合作業（3）以降の作業を行います</li> <li>証明書等の転記は行いません。証明書等と申告書の照合後、誤りは正しい金額に修正します</li> <li>証明書の添付のみで記載がない場合、転記作業は行いません。入力・修正は記載分のみとなります</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書等から申告書への転記作業（2）以降の作業をいたします</li> </ul>
A~C 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>各申告書のうち、ご本人にしか分からない部分については、必ず、ご本人様をご記入ください。記入漏れは不利益になる場合があります ★別添 I・II・III 申告書別の具体的記載箇所をご参照ください</li> <li>住宅借入控除申告書がある方は忘れずに提出してください</li> <li>昨年との比較は行いませんので、証明書等の記載もれや添付もれには注意してください</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問先様にご訪問して、または当社へ持ち帰ってチェック（5）のみ致します</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>記入のしかたは、年調資料送付時にお渡しいたします</li> <li>ご記入の際に、ご不明な点などありましたら遠慮なく担当者までお尋ねください</li> </ul>

令和 5 年 分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 ( 異 動 ) 申 告 書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	あなたとの続柄		
長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号 - )	配偶者の有無	有・無		

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由	
		あなたとの続柄	生年月日					
主たる給与から控除を受ける A 源泉控除対象配偶者(注1)		個人番号を記載しないでください。		円	(該当する場合は○印を付けてください。)			
	1	個人番号を記載しないでください。	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	2	個人番号を記載しないでください。	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	3	個人番号を記載しないでください。	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平20.1.1以前生)	4	個人番号を記載しないでください。	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払			
	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。) <input type="checkbox"/> 障害者又は勤労学生 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 同居特別障害者							異動月日及び事由
<b>ABC共通 (変更箇所を赤字で訂正)</b>								
(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、(注)2で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。								
他の所得者が D 控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由	
			明・大・昭 平・令		氏名	あなたとの続柄 住所又は居所		

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
	1	個人番号を記載しないでください。		平令			円		
2	個人番号を記載しないでください。		平令				円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
		個人番号を記載しないでください。		明・大・昭 平・令		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	

※ 「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

寡婦又はひとり親  
 寡婦  
 ひとり親

(注):個人番号については別途収集・保管するため記載の必要はありません。



令和 5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長  税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）	<b>事業主が記載 (横版でOK)</b>	(フリガナ) あなたの氏名	<b>本人（役員・従業員）様が 該当箇所全てに記入（ABC共通）</b>	記載のしかたはこちら 
	給与の支払者の 法人番号		あなたの住所 又は居所		
	給与の支払者の 所在地（住所）				

～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
  - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号 <b>個人番号を記載しないでください。</b>	配偶者の生年月日 明・大・昭 平・令 年 月 日
<b>(ABC共通)</b>	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者 生計を一にする事実

  

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額	*	円

  

○ 控除額の計算	
判定	区分Ⅱ
<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上(昭29.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》	①
<input type="checkbox"/> 48万円超	②
<input type="checkbox"/> 48万円超かつ年齢70歳未満	③
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④
	(上の①～④を記載)

  

○ 控除額の計算	
判定	配偶者控除の額
<input type="checkbox"/> 90万円以下 (A)	円
<input type="checkbox"/> 90万円超 95万円以下 (B)	円
<input type="checkbox"/> 95万円超 1,000万円以下 (C)	円
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	円
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	円

  

区分Ⅰ	
(左のA～Cを記載)	基礎控除の額
	円

  

区分Ⅱ	
①	②
③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額)
95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下
105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下
115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下
125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
区 分 Ⅰ	A 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円
	B 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円
	C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円
摘 要	配偶者控除 配偶者特別控除

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなた (1)と(2)の合計額		円

**(AB共通)**

○ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 90万円以下 (A)	48万円
<input type="checkbox"/> 90万円超 95万円以下 (B)	
<input type="checkbox"/> 95万円超 1,000万円以下 (C)	
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	
	16万円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。

○ 要件欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	要件	(フリガナ) 左記の者の個人番号 左記の者の生年月日	明・大・昭 平・令 年 月 日
<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆ 扶養親族等	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の住所又は居所 あなたとの続柄 左記の者の合計所得金額(見積額)
<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)			円
<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)			
<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平13.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)			

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

(注)：個人番号については別途収集・保管するため記載の必要はありません。